

# 特集『障害への理解を』

## 12月3日～9日は『障害者週間』です

『障害者週間』は、障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者基本法第9条に基づき設けられています。

今回の特集は、障害者週間にあわせて、市の障害者の状況や、知っていれば困っている方の支援につなげることができる情報をお知らせします。

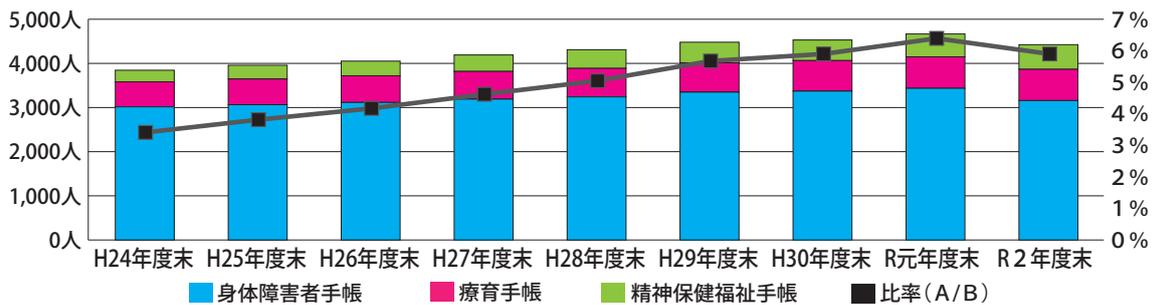
障害がある人もない人も、お互いに理解し、協力し合える社会のために、知ることからはじめませんか。

### 市の障害者の状況 【障害者手帳の取得状況】

下表は、大田原市に住民登録がある方の障害者手帳の取得状況です。障害者手帳の新規申請者数は年々増加傾向にあります。

※令和2年度末の身体障害者手帳取得状況については、過去に届出がなかった死亡・転出などの動態情報を手帳交付台帳に反映させたため、一時的に数値が減少しています。

障害別	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末
身体障害者手帳	3,016	3,064	3,115	3,191	3,241	3,349	3,372	3,436	3,158(※)
療育手帳	565	583	604	627	646	665	692	713	708
精神保健福祉手帳	265	311	333	373	423	466	466	518	558
合計(A)	3,846	3,958	4,052	4,191	4,310	4,480	4,530	4,667	4,424
市全人口(B)	76,265	75,773	75,277	75,127	74,713	74,084	73,653	73,229	71,926
比率(A/B)%	5.04	5.22	5.38	5.58	5.77	6.05	6.15	6.37	6.15



### 障害者への理解 【ヘルプマークとヘルプカード】

電車やバスなどに乗っているとき、赤色の『ヘルプマーク』をつけている方を見かけたことはありませんか？

『ヘルプマーク』をつけている方が困っているときは、その場の状況に応じた声かけと手助けをお願いします。

ヘルプマーク・ヘルプカードは福祉課窓口のほか、各支所、各出張所、各地区公民館にて無償で配布しています。



#### 『ヘルプマーク』とは

聴覚障害や高次脳機能障害、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。栃木県でも平成29年8月1日からこのマークを導入し、合理的配慮を促す一助となるよう普及に取り組んでいます。



#### 『ヘルプカード』とは

障害のある方には、自分から「困っています」を伝えることが苦手な方がいます。特に障害のある方が外出した時に「手助けがほしい」ことをうまく伝えられない方がいます。また、周りの方もそのような場面があった場合、「どう支援したらよいか分からない」、「障害のことがわからない」という状況があります。その両者を繋げるためのきっかけを作るのがヘルプカードです。援助してほしい内容などを記入して提示することで、周囲に助けを求めることができます。



## 交流の場と相談窓口

市では、大田原市地域自立支援協議会による「フリースペース」の開催や、気軽にご相談いただける相談窓口を開設しています。

### 交流の場『フリースペース』を開設しています

障害のある本人や障害のある子を持つ保護者などで組織する「大田原市地域自立支援協議会 当事者部会」では月1回フリースペースを開催し、交流の場を提供しています。

また、ホームページに広報紙を掲載し、市民の皆さまに障害について知っていただき、差別や偏見が少なくなることを願い活動しています。当事者部会では、随時委員を募集していますので、興味のある方は福祉課障害支援係までお問い合わせください。



### 困ったときは相談窓口にご相談ください

#### 大田原市障害者相談支援センター

問題がはっきりしていなかったり、複雑だったりするときに、今後どうするのかなどを一緒に考えます。

訪問相談、専門機関への紹介、関係機関との調整なども行います。相談は無料です。

電話：(20)6751

時間：午前8時30分～午後5時15分(月～金)

#### 障害者相談員

身近な地域で障害のある方やその家族の目線に立った相談援助を担っています。相談したい方は福祉課障害支援係までご連絡ください。市役所から相談員にお取り次ぎします。



#### ゆずり葉 (市委託相談)

主に心の病をお持ちの方やそのご家族の生活のしづらさを一緒に考えます。

相談は無料です。

電話：(63)7777

時間：午前8時30分～午後5時(火～土)



#### 福祉課障害支援係

障害福祉サービスについての相談をはじめとして、障害に関する各種相談を受け付けています。

電話：(23)8954

時間：午前8時30分～午後5時15分(月～金)

## 作品展のお知らせ

大田原市福祉ふれあいまつり実行委員会では、12月17日(金)まで本庁舎8階展望ロビーにて、障害者の作品および関係団体の活動内容報告パネルの展示を行っています。詳細は広報おたわら11月号の折り込みチラシをご覧ください。

大田原市地域自立支援行議会事業所部会においても、12月1日(火)～28日(火)まで市内の障害福祉サービス事業所を利用している方が制作した作品を、本庁舎2階市民ギャラリーに展示していますので、ぜひご覧ください。

